

令和6年度入学試験問題（前期日程）

小 論 文

中等教育教員養成課程
中等教育プログラム 社会科専攻

注意事項

1. 解答は、すべて別紙解答紙の指定の箇所に横書きで記入すること。
2. 解答紙には必ず受験番号を記入すること。

〔問〕 次の文章を読んで、あとの問いに答えよ。

著作権の都合上，掲載しておりません。（P1-3）

出典：豊秀一『憲法をどう教えるか（上）』朝日新聞
『憲法をどう教えるか（下）』朝日新聞

(問 1) 下線部の「名宛て人」とは、「憲法を尊重し擁護する義務を負」っている人々のことです。この人々については憲法の第 99 条で下のように記されています。

第九十九条 又は摂政及び , 国会 , その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

以下の憲法の条文を参考にして、アからエまでの空欄を埋めなさい。

第四条 は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

第六条 ② は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる を任命する。

第四十四条 両議院の 及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の でこれを組織する。

第七十六条 ③ すべて は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(問 2) 問題文を読み、教える側の立場から「憲法をどう教えるか」について、あなたが考えたことを 1000 字以内にまとめなさい。

(注) 問題作成の都合上、表記の一部をあらためたところがある。